

第4 計画の推進体制

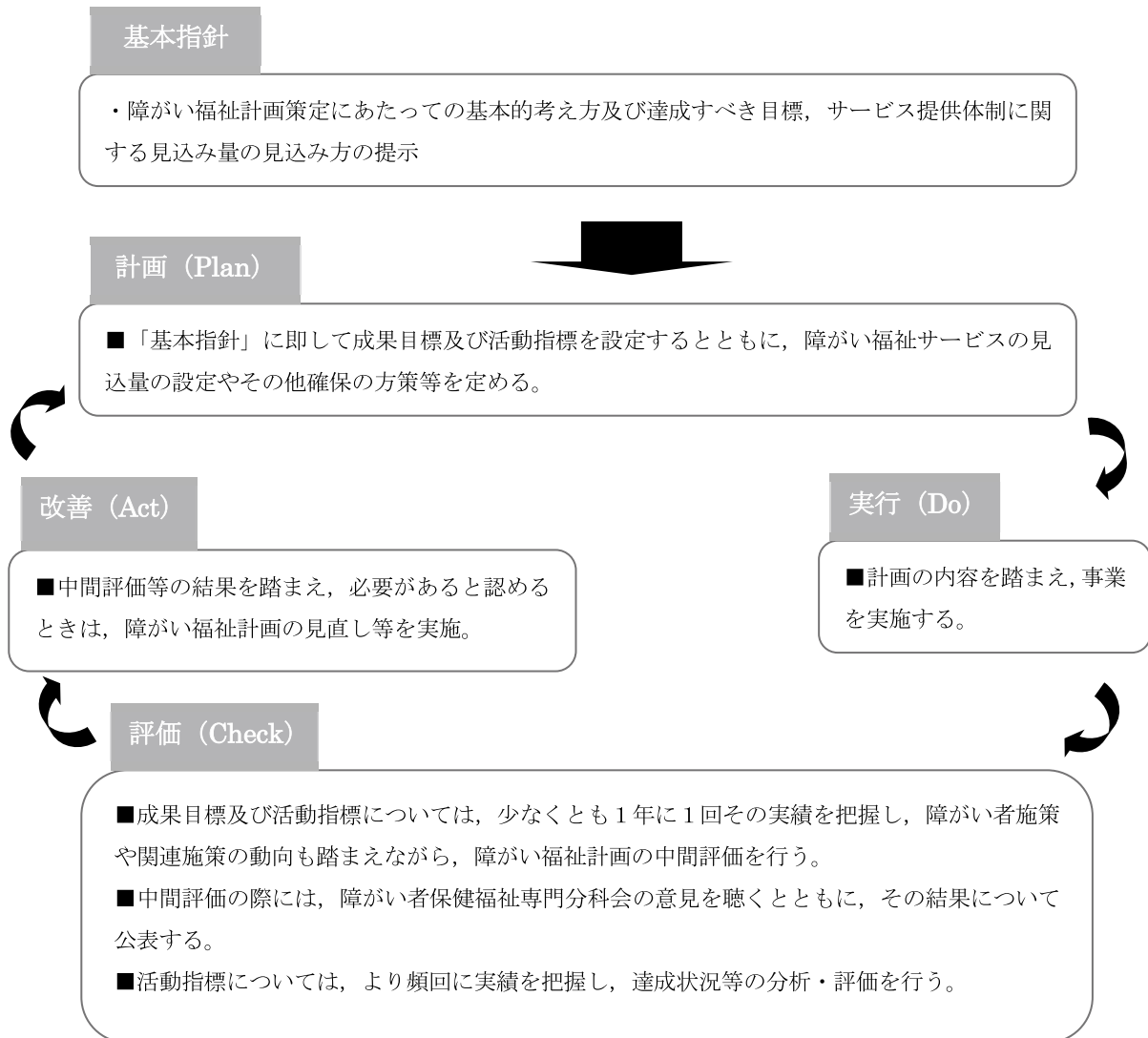
1 計画の進行管理

障害者総合支援法第 88 条の 2 においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

PDCAサイクルとは

- 「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」のプロセスを順に実施していくものです。

(障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ)



(1) 計画におけるPDCAサイクル

基本指針に即して定めた数値目標（P9「2 障がい福祉サービス等に関する数値目標」）を「成果目標」とし、各サービスの見込量（P18「3 障がい福祉サービスに関する各サービスの見込量」、P24「4 地域生活支援事業に関する各事業の見込量」）を「活動指標」としてしています。

PDCAサイクルに沿って、事業を実施し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて、少なくとも年1回、福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会から点検・評価を受けるとともに、その結果について福岡市ホームページ等で公表します。

(2) 点検・評価結果の反映

福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会から、計画の進捗状況や、計画を推進していくための方策について意見・提案等を受け、計画の見直し等、施策に反映します。

2 国・県への要望

国や県の動向に留意しながら福岡市の施策を進めていきます。また、事業の安定的な運営のため、国や県に対する制度改善や財政措置の充実を求める事項について検討し、必要に応じて他の政令市等とともに要望していきます。

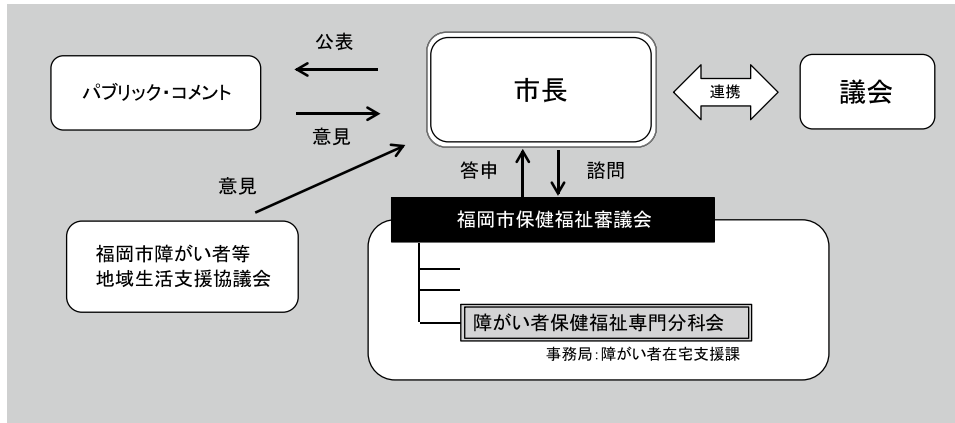
3 障がい者等地域生活支援協議会との連携

本計画における障がい福祉サービス等による取組を推進するに当たり、障害者総合支援法に基づき、障がい者等地域生活支援協議会からの意見を踏まえ、事業を実施していきます。

第5 資料編

1 福岡市障がい福祉計画の策定体制

本計画は、障がい保健福祉施策の総合的な推進や社会情勢の変化に対応した施策の再構築を図るため、福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会において意見をお伺いするとともに、パブリック・コメントにおける市民からの意見等を踏まえ、策定します。



2 計画策定の経緯

実施年月	実施概要
平成 28 年 7 月～8 月	◇精神障がい者実態調査（一次調査） 実施
9 月～10 月	◇障がい児・者実態調査 実施 ◇発達障がい児・者実態調査 実施 ◇難病患者実態調査 実施 ◇精神障がい者実態調査（二次調査） 実施 ◇事業者等実態調査 実施
平成 29 年 3 月	◇福岡市障がい児・者等実態調査報告書 発行
4 月 2 日	■福岡市保健福祉審議会へ諮問
7 月 10 日	■第 1 回障がい者保健福祉専門分科会 開催
8 月 7 日	■第 2 回障がい者保健福祉専門分科会 開催
9 月 5 日	■第 3 回障がい者保健福祉専門分科会 開催

3 福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会委員一覧

(敬称略 50音順)

氏名	役職等	任期
浦部 英雄	福岡県中小企業団体中央会 事務局次長	平成29年4月1日～ 平成30年2月28日
大神 朋子	弁護士	平成24年3月1日～ 平成30年2月28日
吉良 潤一	九州大学大学院医学研究院脳神経病研究施設神経内科 教授	平成24年3月1日～ 平成30年2月28日
楠 正信	福岡市議会第2委員会 委員	平成27年3月1日～ 平成30年2月28日
工藤 幸	福岡市知的障がい者相談員	平成24年6月6日～ 平成30年2月28日
佐々木 淳司	精神障がい者地域活動支援センターI型 そよかぜのまち 相談員	平成28年7月12日～ 平成30年2月28日
佐々木 俊雄	福岡市立今津特別支援学校 校長	平成28年7月12日～ 平成29年3月31日
椎葉 亮	福岡市民間障がい施設協議会 会長	平成28年7月12日～ 平成30年2月28日
田代 芳樹	西日本新聞社論説委員会 委員	平成27年3月1日～ 平成30年2月28日
中原 義隆	社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会 会長	平成24年3月1日～ 平成30年2月28日
納富 恵子	福岡教育大学大学院教育学研究科 教授	平成24年3月1日～ 平成30年2月28日
野口 幸弘	西南学院大学人間科学部 教授	平成24年3月1日～ 平成30年2月28日
野々上 幸治	福岡県中小企業団体中央会 事務局長	平成26年4月26日～ 平成29年3月31日
長谷川 浩二	福岡県精神科病院協会 副会長	平成24年3月1日～ 平成30年2月28日
浜崎 太郎	福岡市議会第2委員会 委員	平成24年3月1日～ 平成30年2月28日
舟越 厚子	社会福祉法人自立の里 保護者会くるみの会 会長 評議員	平成28年7月12日～ 平成30年2月28日
溝口 伸之	株式会社きらきら 代表取締役社長	平成24年8月8日～ 平成30年2月28日
宮本 政智	福岡市精神保健福祉協議会 副会長	平成24年3月1日～ 平成30年2月28日
向井 公太	福岡市手をつなぐ育成会 理事長	平成24年3月1日～ 平成30年2月28日
安元 佐和	福岡大学医学部医学教育推進講座主任 教授	平成27年3月1日～ 平成30年2月28日
山田 隆義	福岡市身体障がい者相談員	平成24年6月6日～ 平成30年2月28日
吉住 寛之	ユニバーサルデザイン・コンサルタント	平成28年7月12日～ 平成30年2月28日
吉竹 雅人	福岡市立博多高等学園 校長	平成29年7月10日～ 平成30年2月28日
吉田 恒代	福岡市民生委員児童委員協議会 副会長	平成24年6月6日～ 平成30年2月28日

4 福岡市保健福祉審議会諮問

保在第 154 号
平成 29 年 5 月 15 日

福岡市保健福祉審議会
委員長 石田重森 様

福岡市長 高島 宗一郎

「第 5 期福岡市障がい福祉計画」(平成 30 年度～32 年度)
の策定について(諮問)

福岡市における障がい保健福祉施策につきましては、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画として策定した「第 4 期福岡市障がい福祉計画」に基づき、計画的に推進しています。

また、この度、改正がなされた児童福祉法(平成 30 年 4 月 1 日施行)において、市町村は「市町村障害児福祉計画」を定めるものとされており、また、当該計画は、上記市町村障害福祉計画と一体のものとして策定することができることとされていることから、これらの 2 つの計画を統合したうえで、障害者基本法に基づく市町村障害者計画として策定した「福岡市保健福祉総合計画障がい者分野」(平成 28 年度～32 年度)等との整合を図りながら、「第 5 期福岡市障がい福祉計画」(平成 30 年度～32 年度)を策定することとしております。

なお、市町村障害福祉計画は、3 年ごとの計画策定が基本指針により定められております。このため、「第 5 期福岡市障がい福祉計画」(平成 30 年度～32 年度)は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや児童福祉法に基づく障がい児通所支援等が計画的に提供されるよう、平成 32 年度における障害福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるため、平成 29 年度内に策定する必要がございます。

つきましては、「第 5 期福岡市障がい福祉計画」(平成 30 年度～32 年度)の策定について、貴審議会のご意見を伺いたく諮問いたします。

平成29年12月8日(金) 必着

■電子メール zaitakushien.PHWB@city.fukuoka.lg.jp

■ファックス 092-711-4818

■郵送 〒810-8620 (住所不要)

第5期福岡市障がい福祉計画(素案)に対する意見

平成29年 月 日

必須	ふりがな	
	お名前または 団体名・代表者名	
	ご住所または 所在地	
ご意見	<p>※素案のどの箇所へのご意見か, チェック等を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 計画(案)全般 <input type="checkbox"/> 第1 計画の概要 <input type="checkbox"/> 第2 障がい保健福祉施策をめぐる現状</p> <p><input type="checkbox"/> 第3 障がい福祉サービス等の数値目標及び見込量 <input type="checkbox"/> 第4 計画の推進体制</p> <p><input type="checkbox"/> 第5 資料編 <input type="checkbox"/> その他</p>	
	<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>	

- ・お寄せいただいたご意見については, 個別に回答はいたしませんので, あらかじめご了承ください。
- ・お寄せいただいたご意見は, お名前, ご住所等の個人情報を除き原則公開の扱いとなります。
- ・お名前, ご住所等の個人情報につきましては, 非公開情報として厳正に取り扱います。

